

日ごろの点検について

住宅用火災警報器を取りつけたからといってそれですべてが安心というわけではありません。定期的に点検の意味で確認してください。

作動確認

月に1回程度、定期的に作動確認をしてください。住宅用火災警報器のボタンを押す、引きひもを引くことで確認できます。

また、次の場合に必ず作動確認をしてください。

- ①取りつけたとき
- ②電池を交換したとき
- ③掃除したとき



お手入れなど

- ・中性洗剤に浸して十分絞った布でふき取ってください。
- ・ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は使用しないでください。
- ・水洗いは絶対にしないでください。
- ・本体を改造したり、分解しないでください。

詳しい住宅用火災警報器の設置方法などのお問い合わせ

- 京丹後市消防本部予防課
☎62-5119
または、最寄りの消防署にお問い合わせください。
- (財)日本消防設備安全センター内に、住宅用火災警報器相談室が開設されています。
《フリーダイヤル》
☎0120-565-911

次に、ママシにかまれると激痛を感じ、短時間で患部が痛みを伴って大きく腫れます。対処法は、まず動き回らないように安静を保ち、かまれた場所より心臓側を軽く縛って病院に行ってください。

最後に、蜂に刺されると激痛が走り、局所は発赤します。刺されて恐ろしいのは、全身アレルギー（アナフィラキシーショック）に陥ることです。過去に刺されたことのあるかたは特に要注意です。全身のじんましん、呼吸困難、冷や汗やめまいなど感じた場合は、救急車を呼ぶか直ちに病院に行ってください。みなさん、正しい応急手当を身につけましょう。



救急救命士
安井英人

夏・秋のレジャー先でもしものとき、少しでも早く・正しい手当てをすることで、その後の経過が大きくかわります。今回は、対処法についてお話しします。

はじめに、クラゲに刺されると痛みを伴い患部は発赤や水泡ができます。対処法は、まず、タオルなどでクラゲの触手を取り除き、きれいに海水で洗ってから氷や水で冷やしてください。激痛やひどく刺された場合は病院に行ってください。



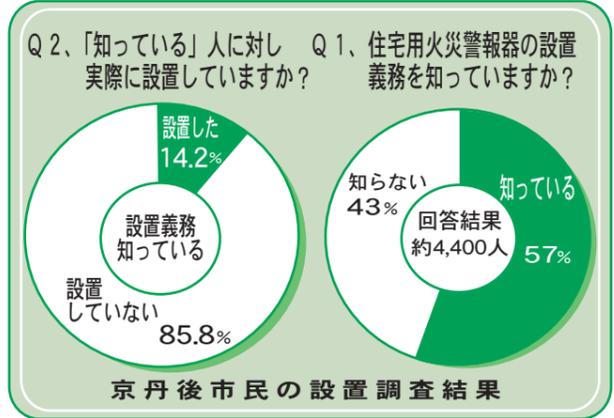
レジャー先での 応急手当

市民のみなさんにアンケート調査

消防法および京丹後市火災予防条例の改定で、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられて二年が経過しました。

消防本部では、市民のみなさんに住宅用火災警報器の設置義務化について知っていただくため、広報紙への掲載やホームページを利用した広報を行ってきました。

そこで、これらの広報活動に対する効果と、住宅用火災警報器に関する市民のみなさんの意識を探るため、市民のみなさん五千五百人を対象に消防団の協力を得てアンケート調査を行ったところ、約八〇%から回答がありました。



電池式なら取り付け簡単

まだまだ低い設置率

「設置義務があることを知っている」と回答したかたが五七%だったのに対し、「設置した」と答えたかたが一四・二%にとどまりました。

今回の調査結果から、設置が必要だがまだ大丈夫と思われるかたが多数おられます。しかし火災はいつ起こるか分かりません。

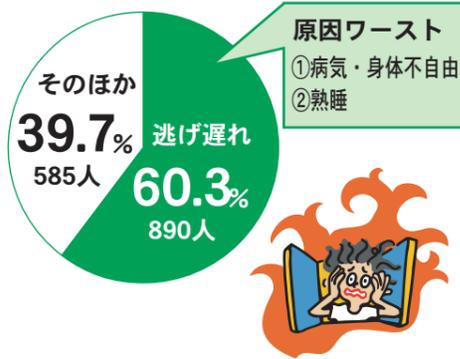
みなさんや家族などの大切な命、財産を守るために住宅用火災警報器をご家庭に設置してください。

備えて安心 住宅火災から命を守る

家の中で火災にいち早く気がつき知らせてくれる住宅用火災警報器。家族が寝ている間でも留守のときにも24時間見守ってくれています。もうみなさんお宅に設置されましたか。

電気店やホームセンタで購入できます

住宅火災の死者の内訳

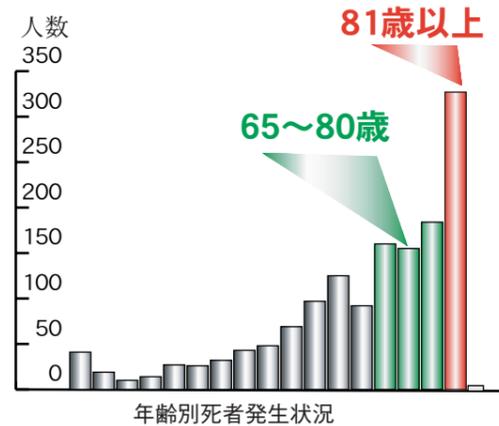


ワースト1は逃げ遅れ

日本全国で住宅火災により死亡に至った経過をみると、平成十八年中の火災による死者数（放火を除きます）は千四百七十五人です。

最も多いのが逃げ遅れによるもので八百九十人（六〇・三%）。その中でも「発見が遅れ、気づいたときには火煙が迫り、既に逃げ道がなかったと思われるもの（全く気づかなかった場合を含みます）」が三百二十九人と最も多いという結果が出ています。このことから見ても火災の早い発見がいかに大切かがわかります。

高齢者のかたが半数以上



住宅火災で亡くなった千四百七十五人の内、六十五歳以上の高齢者のかたが八百二十六人（五六%）を占めており、特に八十一歳以上が三百二十七人（二二・二%）と極めて多くなっています。

高齢社会は、京丹後市でも例外ではなく、いつ火災による犠牲者が出てもしないで済むわけではありません。素早い避難が難しいかたなどをどのように火災から守っていくか、日ごろから対策をしておかなければいけません。

資料：平成19年版消防白書

消防のたもと

たんごの風 37号

119
火災・救急・救助

代表 62-0119
総務課 総務係 62-8119
管理係 62-8129
予防課 62-5119

◎新築住宅は平成18年6月1日から
◎既存住宅は平成23年5月31日までに
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました